

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業

自然再生全体構想

平成17年11月27日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想

目次

はじめに

- 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について
- 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について
- 自然再生の基本的な考え方

第1章 自然再生の対象となる区域

- 第1節 自然再生の対象となる区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

- 第1節 自然再生目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第2節 自然再生事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担

- 第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱・・・・・・・・ 4
- 第2節 協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第3節 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 その他自然再生事業の実施に必要な事項

- 第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生事業の進め方・・・・・・・・ 12

はじめに

●霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について

霞ヶ浦では、1960年代までの湖岸浅所での大規模干拓や、1970年代以降の湖岸の整備・水位管理、流域の開発などによって、地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸・沿岸帯の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も大きく損なわれてきた。かつて、湿地や植生帯など多様な自然が連続していた湾奥部でも、湖岸堤の築造等が進んで自然は損なわれ、人と湖との関係も変化した。

こうした経緯を踏まえ、私たちは、多様な主体の参加や環境学習などでの活用が期待できる湖岸として、市街地に隣接する田村・沖宿・戸崎地区を選び、自然再生推進法（平成14年12月11日法律第148号）に基づき湖岸環境の再生を図ることとした。

自然再生事業の推進にあたっては、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想（以下「全体構想」という）の作成から、事業の実施、維持管理に至るまで、地域住民、NPO等自然再生事業に関する活動に参加しようとする者及び関係機関等との協議・連絡調整など幅広い意見交換や協働による連携が必要となる。

このことから、自然再生推進法第八条の規定により、当該地区の自然再生事業について協議する「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」（以下「当協議会」という）を平成16年10月31日に設立した。

●霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想について

全体構想は、当協議会が法に基づき、「対象となる区域」、「目標と事業の概要」、「協議会の組織及び役割分担」及び「その他事業の実施に必要な事項」を定めた。

自然再生の全体目標は、『この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役に立つこと、人と自然が共生していくことを願って「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る』とし、個別目標は、「湖岸環境の保全・再生」、「湖岸景観の再生」及び「人と湖のつながりの再生」とした。

この全体構想に基づく事業は、当協議会の委員が実施者となり実施するものである。実施にあたっては、実施者が実施計画書を作成し、当協議会で協議することとなる。

●自然再生の基本的な考え方

自然再生に取り組む上での基本的な考え方は、自然再生推進法で定められている「自然再生基本方針」によるものとする。当該地区で事業を進めるにあたっては、特に以下の4つの観点に留意して事業を推進するものとする。

①地域の多様な主体の参加と連携

どのような自然再生を目指すのかという自然再生の目標や、その手法については、地域の自主性・主体性が尊重されるべきものである。そこで、本自然再生事業においては、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むものとする。

②科学的知見に基づく実施

地域における自然環境の特性や生態系に関する情報を活用し、科学的知見の十分な集積を基礎としながら、自然再生目標や目標達成に必要な方法を定めるものとする。

③順応的な方法による自然再生

自然再生事業の実施においては、自然環境に関する十分な調査を事前に行い、事業着手後も自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を科学的に評価し、これを当該事業に反映させる順応的な方法により実施する。

④自然環境学習の推進

自然再生を進めるためには、一人一人の取り組みが重要であり、各々が環境を大切にする意識を持つことが重要である。さらに、協議会委員、地域住民のみならず多くの人たちが、地域の自然環境や産業・生活への理解をいっそう深めていく必要がある。これらの学習の場として、本事業地が、十分に活用されるように配慮する。

第1章 自然再生の対象となる区域

第1節 自然再生の対象となる区域

自然再生全体構想が対象とする自然再生の対象となる区域は、下図に示す赤線の範囲、霞ヶ浦（西浦）中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間（概ね西浦中岸6.0km～9.5kmの区間）の湖岸域とする。この区域を田村・沖宿・戸崎自然再生地（以下「自然再生地」という）と称する。

自然再生地の陸側の区域は、堤脚水路を含む区域とする。沖側は概ね湖岸から100m程度を対象区域とする。

なお、樋門、樋管、漁港が存在する箇所については、現況の利用を妨げない範囲で事業を実施する。



自然再生の対象となる区域